

京都市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第142号

京都市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消費生活条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「～第13条」を削り、「第14条～第18条」を「第11条～第15条」に、「第19条」を「第16条」に、「第20条～第25条」を「第17条～第22条」に、「第26条」を「第23条」に改める。

第10条の見出しを削り、同条各号列記以外の部分中「第29条」を「第29条第1項」に、「（以下「交付申請団体」という。）は」を「は、当該団体の設立の日の翌日から起算して30日以内に」に改め、同条第1号中「交付申請団体」を「団体」に改める。

第11条から第13条までを削る。

第2章第4節中第14条を第11条とし、第15条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（報告、検査及び指示）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、訴訟資金の貸付けを受けたものに対し、訴訟資金の貸付けに関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがある。

第16条を削り、第17条を第14条とし、第18条を第15条とする。

第2章第5節中第19条を第16条とする。

第3章中第20条を第17条とし、第21条から第25条までを3条ずつ繰り上げる。

第4章中第26条を第23条とする。

別記様式中「第19条関係」を「第16条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部市民総合相談課)